（表面）

○年○月○日

筑後広域公園指定管理者　殿

誓　約　書

　○年○月○日に筑後広域公園多目的運動場（以下「施設」という。）において無人航空機を飛行させるにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

記

１　無人航空機の飛行経路は施設の敷地上空のみとし、敷地の外側は一切飛行しません。

２　公園管理者の指示に従い、施設内に第三者が立ち入らないようにするために必要な対策を講じます。

３　航空法（昭和２７年法律第２３１号）第１３２条の２第５号の飛行の方法を遵守します。

４　使用する施設の損傷を予防するために必要な対策を講じます。

５　使用する施設を損傷した場合は、公園管理者の指示に従い、原状に回復し、又は原状回復に要する費用を賠償します。

６　使用する施設を損傷し、原状回復のため一般の利用に供することが出来ない期間が発生した場合は、その期間の施設の利用料金を支払います。

住所　○○市○○　○番○号

氏名　○○株式会社

代表取締役　○○　○○　印

※　明朝体の部分を消去して使用する。

※　体育館の場合、第１項を削除し、以下の項を繰り上げる。

※　無料施設の場合、第６項を削除する。

（裏面）

航空法（抜粋）

（飛行の方法）

第１３２条の２　無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

１　日出から日没までの間において飛行させること。

２　当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

３　当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

４　祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

５　当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

６　地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

航空法施行規則（昭和２７年運輸省令第５６号）

（輸送禁止の物件）

第１９４条　法第８６条第１項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

１　火薬類　火薬、爆薬、火工品その他の爆発性を有する物件

２　高圧ガス　摂氏５０度で絶対圧力３００キロパスカルを超える蒸気圧を持つ物質又は摂氏２０度で絶対圧力１０１．３キロパスカルにおいて完全に気体となる物質であつて、次に掲げるものをいう。

イ　引火性ガス　摂氏２０度で絶対圧力１０１．３キロパスカルにおいて、空気と混合した場合の爆発限界の下限が１３パーセント以下のもの又は爆発限界の上限と下限の差が１２パーセント以上のもの

ロ　毒性ガス　人が吸入した場合に強い毒作用を受けるもの

ハ　その他のガス　イ又はロ以外のガスであつて、液化ガス又は摂氏２０度でゲージ圧力２００キロパスカル以上となるもの

３　引火性液体　引火点（密閉式引火点測定法による引火点をいう。以下同じ。）が摂氏６０度以下の液体（引火点が摂氏３５度を超える液体であつて、燃焼継続性がないと認められるものが当該引火点未満の温度で輸送される場合を除く。）又は引火点が摂氏６０度を超える液状の物質（当該引火点未満の温度で輸送される場合を除く。）

４　可燃性物質類　次に掲げるものをいう。

イ　可燃性物質　火気等により容易に点火され、かつ、火災の際これを助長するような易燃性の物質

ロ　自然発火性物質　通常の輸送状態で、摩擦、湿気の吸収、化学変化等により自然発熱又は自然発火しやすい物質

ハ　水反応可燃性物質　水と作用して引火性ガスを発生する物質

５　酸化性物質類　次に掲げるものをいう。

イ　酸化性物質　他の物質を酸化させる性質を有する物質であつて、有機過酸化物以外のもの

ロ　有機過酸化物　容易に活性酸素を放出し他の物質を酸化させる性質を有する有機物質

６　毒物類　次に掲げるものをいう。

イ　毒物　人がその物質を吸入し、皮膚に接触し、又は体内に摂取した場合に強い毒作用又は刺激を受ける物質

ロ　病毒を移しやすい物質　病原体及び病原体を含有し、又は病原体が付着していると認められる物質

７　放射性物質等　放射性物質（電離作用を有する放射線を自然に放射する物質をいう。）及びこれによつて汚染された物件（告示で定める物質及び物件を除く。）

８　腐食性物質　生物体の組織と接触した場合に化学反応により組織に激しい危害を与える物質又は漏えいの場合に航空機の機体、積荷等に物質的損害を与える物質

９　その他の有害物件　前各号に掲げる物件以外の物件であつて人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのあるもの（告示で定めるものに限る。）

10　凶器　鉄砲、刀剣その他人を殺傷するに足るべき物件

（飛行の方法）

第２３６条の４　法第１３２条の２第３号の国土交通省令で定める距離は、３０メートルとする。

第２３６条の５　第１９４条第１項の規定は、法第１３２条の２第５号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場合において、第１９４条第１項第８号中「航空機」とあるのは、「無人航空機」と読み替えるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空機で輸送する物件は、法第１３２条の２第５号の国土交通省令で定める物件に含まれないものとする。

※現時点で法第１３２条の２第６号の国土交通省令で定める場合は、ない。